

大分県社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業に係る補助金申請書等確認業務
質問に対する回答（令和8年4月17日公開）

番号	質問内容	回答
1	<p>1.作業用機器として外部モニターを1台追加で使用することは可能でしょうか。</p> <p>2.上記モニターについて、受注者側での持ち込みは可能でしょうか。</p> <p>3.また、仕様上必要と認められる場合、当該モニター費用を経費として計上することは可能でしょうか。</p>	<p>1.2モニターを受託者が準備のうえ、利用したいという場合は、受託後、協議のうえ、接続を認めるという形になります。</p> <p>ただし、用意するモニターの仕様等によっては、接続が認められない場合があります。</p> <p>3.モニターを利用する場合は、受注者の負担ですので、必要であれば応札価格に含めてください。</p>